

平成 25 年 4 月 10 日

厚生労働省社会・援護局

局長 村木 厚子 様

特定非営利活動法人「U ビジョン研究所」

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-3-18

ビラ・モデルナ A405

T E L : 03-6904-4611 F A X : 03-3407-6055

<http://www.u-vision.org> E-mail: [u-vision@diary.ocn.ne.jp](mailto:u-vision@diary.ocn.ne.jp)

理事長 本間郁子

## 高齢者生活施設における サービスの質の確保と安心の保障に関する 提 案 書

高齢者生活施設における虐待や不祥事は後を絶たない現状にあります。平成 18 年度に施行された高齢者虐待防止法に則り、毎年、厚労省が公表している実態調査によると、施設における虐待数は増加しています。しかし、この調査は虐待の通報を受けたことを基にしているもので、通報されていない虐待の疑いのある実態はもっと多いものと考えられます。しかも虐待が発覚されるまでに 1 年半から 2 年かかっているケースも少なくなく、通報までかなりの時間を要しています。したがって、虐待防止法を実効性のあるものにしていくために、通報だけに頼らず、第三者評価が機能していく新たなシステムの構築が求められています。

施設評価や認証を主な活動事業とする NPO 法人との協力関係を強化し、行政主導だけでなく利用者が安心して暮らしていけるシステムのあり方を検討するとともに第三者評価の再構築を心よりお願い申し上げます。ここに、特定非営利活動法人 U ビジョン研究所のシステムについて理解いただき、行政機関との連携による施設サービスの質の確保のあり方について提案申し上げます。

## 1. 第三者評価機関のあり方を見直す

- ◆ 「社会福祉法 78 条」の指針によると各都道府県に第三者評価を行う新事業を促進するための組織を設置することになっているが、2005 年～2009 年の 5 年間で第三者評価を受審した事業所は 12,086 件で、残り 9 割の事業所は受審していないことが判明している（全国社会福祉協議会調査による）。

第三者評価は都道府県ごとにバラつきがあるため、評価機関のあり方と評価者養成に一定条件を示すべきである。その上で、行政だけでは人材確保も困難な実情もあり、より市民の立場に近い機関である NPO 法人などと連携し、質の高い実効性のあるシステムが確立できるよう早急に見直していただきたい。

- ◆ 主体的・先駆的に行っている NPO 法人の「認証」や「施設評価」を第三者評価機関として認め、NPO 法人が実施する「認証」「施設評価」を受審した施設を認定できるよう検討していただきたい。

## 2. 施設評価において高い評価を取得した事業所を介護報酬で加算する

- ◆ 第三者評価機関による（認証・施設評価で調査した「サービスの評価」、「抜き打ち調査」、「夜間ケア評価」、「リスクマネジメント評価」）の結果が優良の評価を取得した事業所には介護報酬で加算できるようにしていただきたい。このような評価加算は、利用者にとっては施設選択に寄与し、施設側にとっては、職員の誇りと自信につながるものと考えられるため是非、検討していただきたい。

### 3. 「認証」を取得した事業所は利用者から徴収できる費用として認める

- ◆利用者が認知症やターミナル期になっても安心して暮らせる保障が得られる施設を選びたいと思う人は確実に増えてくるものと思われる。サービスの選択に寄与する社会システムとして第三者による質の確保を積極的に導入している事業所には、利用者から評価に係る費用を徴収することを認めることも合わせて検討していただきたい。

### 4. 定期監査の期間を延長する

- ◆特定非営利活動法人 U ビジョン研究所における書類調査は、法律の順守事項や加算の要件、夜勤者の人数の確認、夜間の拘束状況の確認などを抜き打ち調査で年1回は行っており、その状況を行政に送付することによって、監査に役立てることができる。さらに、虐待防止法を実効性のあるものとして機能させるために不適切ケアについても詳細に現状報告を行い、改善に取り組みやすいようにしており、改善ができたかどうかの報告も受けるシステムとなっている。したがって、コンプライアンスを守り、抜き打ち調査を実施することで質を保障する施設においては、定期監査の実施を延長する条件を満たすものとして認めていただきたい。

## 5. 利用者・家族・地域住民にとってわかりやすいサービスの選択に寄与する方法の構築

- ◆ 認証機関が実施したサービスの質における調査内容は認証評価機関や事業所で情報開示する。さらに、優良施設（加算の要件を満たした）は市民が閲覧できるように認証機関のホームページやワムネット等公共のサイトにおいても公表でき、利用者にとって分かりやすい施設選びに寄与する情報公開が行えるよう早急に検討していただきたい。
- ◆ 「抜き打ち調査」等その後の追跡的な調査の実施状況も公表する。  
日本はサービスの質の確保において特にシステムはないに等しく、施設格差は拡大している。諸外国においては、抜き打ち調査を実施している国は多く、市民の信頼に応える仕組みができています。

## 6. コンプライアンスの確保

- ◆ コンプライアンスは法人として利用者、家族及び地域の信頼を担保するものとして確保されなくてはならない最低基準であり、特定非営利活動法人 U ビジョン研究所における評価は、それ以上のサービスの質を認定するものである。その人らしい生き方が尊重され、敬意をもって向かい合う支援を重視した施設の評価を下記の方法で実施している。
  - (ア) 法令順守の確認を行い、不十分なことに対しアドバイスを行う。
  - (イ) 事業所で取得している介護報酬の加算の要件がきちんと満たされ、実施されているかを確認し、不十分なことに対しアドバイスを行う。
  - (ウ) 苦情解決システムの機能を確認し、不十分なことに対しアドバイスを行う。
  - (エ) 利用者・家族・地域住民のニーズに応えるサービスに取り組んでいるかを確認し、不十分なことに対しアドバイスを行う。